法 令 名	消防法
根拠条項	第11条の5第1項
処分の概要	危険物の貯蔵取扱基準適合命令
法令の定め	第11条の5 市町村長等は、製造所、貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く。)又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第10条第3項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。
処 分 基 準	法文により明らかであるが、次に示す規定に違反していると認められる場合であって、 その是正をすみやかに行わなければ特に保安上の支障があると認められる場合、又は是正 勧告に従わなかった場合に本命令を発する。 1 消防法第10条第3項の技術上の基準 2 危険物の規制に関する政令第24条、第25条、第27条第6項第3号 3 危険物の規制に関する規則第40条の4
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	消防法
根拠条項	第12条第2項
処分の概要	危険物施設の位置、構造、設備の基準維持命令
法令の定め	第12条 2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。
処 分 基 準	法文により明らかであるが、次に示す規定に違反していると認められる場合であって、その是正をすみやかに行わなければ特に保安上の支障があると認められる場合、又は是正勧告に従わなかった場合に本命令を発する。 1 消防法第10条第4項の技術上の基準 2 危険物の規制に関する政令第18条の2、第20条から第22条まで 3 危険物の規制に関する規則第28条の2、第28条の3から第28条の53まで、第29条から第38条の3まで 4 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第5条から第68条まで
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	消防法
根拠条項	第12条の2第1項
処分の概要	危険物施設の許可の取消し、使用停止命令
法令の定め	第12条の2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、第11条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。 (1) 第11条第1項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき。 (2) 第11条第5項の規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。 (3) 前条第2項の規定による命令に違反したとき。 (4) 第14条の3第1項又は第2項の規定に違反したとき。 (5) 第14条の3の2の規定に違反したとき。
処分基準	1 使用停止命令 次のいずれかに該当すると認める場合であって、その是正をすみやかに行わなければ 特に保安上の支障があると認められる場合、又は、是正勧告等に従わなかった場合に、是正のための必要範囲内において同命令を発する。 (1) 第11条第1項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の 位置、構造又は設備を変更したとき。 (2) 第11条第5項規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。 (3) 第11条第2項の規定による命令に違反したとき。 (4) 第14条の3第1項又は第2項の規定に違反したとき。 (5) 第14条の3の2の規定に違反したとき。 2 許可取消 次のいずれかに該当すると認める場合に、許可を取消す。 (1) 上記1の使用停止命令に当該移送取扱所の所有者、管理者又は占有者が違反した時。 (2) 上記1により期間を定めて移送取扱所の使用停止を命じ、所有者、管理者又は占有者が当該命令に従った場合であって、当該使用の停止を命じられるに至った上記1 (4) 又は (5) に該当する事実について改善がなされず、なお再び使用されることにより公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれが極めて高いと判断されるとき。 (3) 客観的状況から判断して、当該移送所の位置、構造及び設備が消防法第10条第4項の技術上の基準に適合していないおそれが高く、かつ、上記1による停止命令のみでは不十分と判断されるとき。
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同上
備 考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	消防法
根拠条項	第12条の2第2項
処分の概要	危険物施設の使用停止命令
法令の定め	第12条の2 2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。 (1) 第11条の5第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。 (2) 第12条の7第1項の規定に違反したとき。 (3) 第13条第1項の規定に違反したとき。 (4) 第13条の24第1項の規定による命令に違反したとき。
処 分 基 準	1 使用停止命令 次のいずれかに該当すると認める場合であって、その是正をすみやかに行わなければ 特に保安上の支障があると認められる場合、又は、是正勧告等に従わなかった場合に、 是正のための必要範囲内において同命令を発する。 (1) 消防法第11条の5第1項の規定による命令に違反したとき。 (2) 消防法第12条の7第1項の規定に違反したとき。 (3) 消防法第13条第1項の規定に違反したとき。 (4) 消防法第13条の24の規定による命令に違反したとき。
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	消防法
根拠条項	第12条の3
処分の概要	危険物施設の緊急使用停止命令等
法令の定め	第12条の3 市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。 2 第11条の5第4項及び第5項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
処 分 基 準	処分基準は必要であるが、本処分は個別具体的事例ごとに判断すべき性格のものであり 画一的な基準を作成することは困難であるが、次のいずれかに該当すると認める場合であって、災害発生防止のため緊急の必要があると認めるときに同命令を発する。 1 移送取扱所が公共の安全維持のうえで危険な状態となった場合 2 移送取扱所の周囲の状況が公共の安全維持のうえで危険な状態となった場合。 3 移送取扱所と密接な関係をもつ施設が公共の安全維持のうえで危険な状態となった場合。 場合。
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	消防法
根拠条項	第13条の2第5項
処分の概要	危険物取扱者免状の返納命令
法令の定め	第13条の2 5 危険物取扱者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反しているときは、危険物取扱者免状を交付した都道府県知事は、当該危険物取扱者免状の返納を命ずることができる。
処 分 基 準	具体的運用については、「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準の策定について」(平成3年12月19日消防危第119号消防庁危険物規制課長)の通知による。
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	消防法
根拠条項	第13条の24
処分の概要	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令
法令の定め	第13条の24 市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第12条の7第1項又は第13条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。
処 分 基 準	前段の規定違反については、法文により明らかであり、未設定イ 後段の「これらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の 防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは」については、具体的な事例に即して判断 すべきものであり、画一的な基準を作成することは困難であるため、未設定へ。
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	消防法
根拠条項	第14条の2第3項
処分の概要	予防規程の変更命令
法令の定め	第14条の2 3 市町村長等は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。
処 分 基 準	処分基準は必要であるが、具体的な事例に即して判断すべきものであり、画一的な基準を作成することは困難であるが、次に示す条件に適合しなくなった場合に本命令を発する。 1 総務省令(危険物の規制に関する規則第60条の2)に定める事項が明確であること。 2 消防法第10条第3項の技術上の基準に適合していること。 (1)危険物の規制に関する政令第24条、第25条、第27条第6項第3号(2)危険物の規制に関する規則第40条の4 3 火災予防のために適当であること。 (1)平常時における危険物の取扱方法 (2)緊急時における危険物の取扱方法 4 予防規程の認可について(昭和40年11月2日付け自消丙発第178号)で定める事項
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	消防法
根拠条項	第16条の3第3項
処分の概要	事故時の応急措置命令
法令の定め	第16条の3 3 市町村長等は、製造所、貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く。)又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
処 分 基 準	移送取扱所の所有者、管理者及び占有者が消防法第16条の3第1項で定める応急の 措置を講じていないと認める場合に同命令を発する。 1 引き続く危険物の流出及び拡散の防止 2 流出した危険物の除去 3 その他災害の発生の防止
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	消防法
根拠条項	第16条の6
処分の概要	無許可施設等の危険物に対する措置命令
法令の定め	第16条の6 市町村長等は、第10条第1項ただし書の承認又は第11条第1項前段の規定による許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱つている者に対して、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
処 分 基 準	移送取扱所の所有者、管理者及び占有者が消防法第16条の3第1項で定める応急の措置を講じていないと認める場合に同命令を発する。
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	消防法
根拠条項	第17条の7
処分の概要	消防設備士免状の返納命令
法令の定め	第17条の7 消防設備士免状は、消防設備士試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。 2 第13条の2第4項から第7項までの規定は、消防設備士免状について準用する。
処 分 基 準	具体的運用については、「消防設備士免状の返納命令に関する運用について」(平成12年3月24日付け消防予第67号)の通知による。
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	災害対策基本法
根拠条項	第71条第1項
処分の概要	従事命令、協力命令、保管命令
法令の定め	第71条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第24条から第27条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。
処 分 基 準	未設定ハ 【理由】 災害対策基本法第71条に定める従事命令等は、あらかじめ具体的な基準を定めることが 困難であるため。
処分担当課	各総合振興局・振興局地域政策部地域政策課
問い合わせ先	総務部危機対策局危機対策課防災グループ (電話番号:011-204-5008(直通))
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	災害対策基本法
根拠条項	第73条第1項
処分の概要	応急措置業務への従事命令 (市町村長が事務を行うことができなくなったときの、都道府県の代行)
法令の定め	第73条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該 災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつたとき は、当該市町村の市町村長が第63条第1項、第64条第1項及び第2項並びに第65条 第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施し なければならない。
処 分 基 準	未設定ハ 【理由】 災害対策基本法第73条に定める従事命令等は、あらかじめ具体的な基準を定めることが 困難であるため。
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課防災グループ (電話番号:011-204-5008(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

法 令 名	石油コンビナート等災害防止法
根拠条項	第2条第1項第5号
処分の概要	第二種事業所の指定
法令の定め	第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (5) 第二種事業所 特別防災区域に所在する事業所のうち第一種事業所以外の事業所であって、政令で定める基準に従い、相当量の石油等その他政令で定める物質を取り扱い、貯蔵し、又は処理することにより当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が相互に重要な影響を及ぼすと認められるものとして都道府県知事が指定するものをいう。
処 分 基 準	第二種事業所の指定処分については、石油コンビナート等災害防止法施行令第3条の規定によるものであり、次の2点を満たすものであること。 1 当該事業所における災害が第一種事業所に影響を及ぼすこと。 2 当該事業所が第一種事業所における災害の影響を受けること。
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	石油コンビナート等災害防止法
根拠条項	第19条の2第6項
処分の概要	広域共同防災規程の変更命令
法令の定め	第19条の2 6 都道府県知事等は災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第1 項の特定事業者に対し、期間を定めて、第3項の広域共同防災規程の変更を命ずることが できる。
処 分 基 準	・現行の広域共同防災規程では災害の発生又は拡大を防止できないと認められるとき。
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	石油コンビナート等災害防止法
根拠条項	第19条の2第8項
処分の概要	特定事業所の施設の全部又は一部の使用停止命令
法令の定め	第18条 3 市町村長等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。 第19条の2 8 第16条第2項の規定は広域共同防災組織について、第18条第3項の規定は第6項の規定による命令に違反した特定事業者について、前条第4項の規定については広域共同防災組織を設置している特定事業者について準用する。この場合において、第18条第3項中「市町村長等」とあるのは「都道府県知事等」と「前項」とあるのは「第19条の2第6項」と読み替えるものとする。
処 分 基 準	・ 石油コンビナート等災害防止法第19条の2第6項の規定に基づく、広域共同防災規程の変更命令に違反したと認められるとき。
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	石油コンビナート等災害防止法
根拠条項	第21条第1項
処分の概要	特定事業者への措置命令
法令の定め	第21条 市町村長等は、次の各号に掲げる特定事業者に対し、期間を定めて、当該各号に定める措置を行うことを命ずることができる。 (3) 第16条第1項、第3項又は第4項の規定に違反して、自衛防災組織を設置せず、又は自衛防災組織に防災要員を置かず、若しくは防災資機材等を備え付けていない特定事業者 自衛防災組織を設置し、又は同条第3項若しくは第4項若しくは第19条第4項(第19条の2第8項を準用する場合を含む。)に定めるところにより、自衛防災組織に防災要員を置き、若しくは防災資機材等を備え付けること。
処 分 基 準	未設定イ 【理由】 石油コンビナート等災害防止法第21条に定める特定事業者への措置命令については、 処分基準が法令の定めに尽くされている。
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	石油コンビナート等災害防止法
根拠条項	第21条第2項
処分の概要	特定事業者への防災業務の改善措置命令
法令の定め	第21条 2 市町村長等は、前項の規定によるほか、特定事業者の防災業務の適正な運営を確保する ために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定事業者に対し、期 間を定めて、防災業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	未設定ハ 理由: 当該事業所における防災業務の運営状況について、特定事業所の立地条件、取り扱っている危険物の種類等、個別具体的な判断が必要とされる。
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	石油コンビナート等災害防止法
根拠条項	第21条第3項
処分の概要	特定事業所の施設の使用停止命令
法令の定め	第21条 3 第18条第3項の規定は、前2項の規定による命令に違反した特定事業者について準用 する。この場合において、第18条第3項中「前項」とあるのは、「第21条第1項又は 第2項」と読み替えるものとする。
処 分 基 準	未設定ハ 理由: 当該事業所における防災業務の運営状況について、特定事業所の立地条件、取り扱っている危険物の種類等、個別具体的な判断が必要とされる。
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	石油コンビナート等災害防止法
根拠条項	第34条第3項
処分の概要	緑地等の設置に係る費用負担の通知
法令の定め	第34条 3 地方公共団体の長は、前項の規定により各第一種事業者の負担すべき事業者負担金の額を定めたときは、各第一種事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。
処 分 基 準	未設定イ 理由:法文上、明らかである。
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課消防グループ (電話番号:011-204-5009(直通))
問い合わせ先	同 上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm

法 令 名	北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例
根拠条項	条例第21条 第22条
処分の概要	・違反行為の是正指示・水域利用調整区域に違反した場合の航行停止指示・提供事業者に対する改善指示
法令の定め	第21条 知事の指定する職員は、第2章第1節に定める責務に違反する事実があると認める場合において、水難事故等を防止するため緊急の必要があると認めるときは、即時に、操縦者に対して当該違反事実の是正を指示することができる。この場合において、操縦者が当該プレジャーボート等に乗船せず、その他船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)に違反する事実があるときは、最寄りの警察官、海上保安官又は国土交通大臣に通知しなければならない。 2 知事の指定する職員は、第18条の規定に違反する事実があると認める場合において、水難事故等を防止するため緊急の必要があると認めるときは、即時に、当該プレジャーボート等の航行の停止を指示することができる。 第22条 知事は、提供事業者が第15条第1項に規定する水難事故等防止措置を講じない場合において、水難事故等防止上必要と認めるときは、改善措置を講じるよう指示することができる。この場合において、提供事業者は、指示された改善措置を講じなければならない。
処 分 基 準	未設定イ 当該処分の目的は、水難事故発生の防止にあるので、危険操縦等 事故の発生につながる違反事実は即時に改善等を行わせる必要があ ることから、処分は違反事実を現認した時点で行う。
処分担当課	総務部危機対策局危機対策課危機調整グループ (電話番号:011-204-5014(直通)) 水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号:011-204-5485(直通))
問い合わせ先	同上
備考	本条例は、総務部、環境生活部、経済部、水産林務部及び建設部の共管条例である。(条例第22条は、水産林務部所管条項) 公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/gyouseitetsuduki.htm